

特別の宅地について

諮問事項① - 1

特別の宅地（法第95条第1項該当地）

（特別の宅地に関する措置）

第九十五条 次に掲げる宅地に対しては、換地計画において、その位置、地積等に特別の考慮を払い、換地を定めることができる。

- 一 鉄道、軌道、飛行場、港湾、学校、市場、と畜場、墓地、火葬場、ごみ焼却場及び防火、防水、防砂又は防潮の施設その他の公共の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地
- 二 病院、療養所、診療所その他の医療事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地
- 三 養護老人ホーム、救護施設その他の社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地
- 四 電気工作物、ガス工作物その他の公益事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地
- 五 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地
- 六 公共施設の用に供している宅地
- 七 その他特別の事情のある宅地で政令で定めるもの

●平成6年8月11日の審議会において諮問をし、同意を得ている特別の宅地のうち

変更前							
	大字	字	地番		地目	基準地積 (㎡)	換地面積 (㎡)
			本番	枝番			
墓地	鶴馬	名シ久保	2593		墓地	167.72	167.72
派出所	鶴馬	名シ久保	2643	10	宅地	183.00	183.00
鉄塔敷	鶴馬	下郷	3497	2	雑種地	95.75	90.00
合計	3 筆					446.47	440.72



変更後							
	大字	字	地番		地目	基準地積 (㎡)	換地面積 (㎡)
			本番	枝番			
墓地	※換地後の使用状況から非該当となる						
派出所	鶴馬	名シ久保	2643	10	宅地	183.00	183.44
鉄塔敷	鶴馬	下郷	3497	2	雑種地	95.75	90.00
合計	2 筆					278.75	273.44